

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【四半期会計期間】	第128期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	シチズンホールディングス株式会社
【英訳名】	Citizen Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸倉 敏夫
【本店の所在の場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部担当 椋田 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市田無町六丁目1番12号
【電話番号】	042(466)1231（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部担当 椋田 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第127期 第1四半期連結 累計期間	第128期 第1四半期連結 累計期間	第127期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(百万円)	63,651	65,298	279,786
経常利益(百万円)	2,439	2,679	16,727
四半期(当期)純利益(百万円)	2,383	2,009	7,698
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	118	2,910	6,709
純資産額(百万円)	183,413	186,641	188,853
総資産額(百万円)	331,772	336,080	338,025
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	7.36	6.20	23.76
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	54.91	54.57	55.47

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう、以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は概ね次のとおりであります。

<時計事業>

株式取得による子会社化に伴い、Prothor Holding S.A.及びその子会社4社を連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の経済情勢は、欧州における債務危機問題や、米国経済の不透明感、成長を続けてきた中国でも先行き不安感が高まる等、全体的に景気の停滞懸念が広がる展開となりました。一方、国内経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に設備投資が増加する等、緩やかな回復基調の中、推移しました。

このような状況の中、当第1四半期の連結経営成績は、売上高652億円（前年同期比2.6%増）、営業利益は32億円（同30.3%増）と、増収増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

時計事業

シチズンブランドの国内市場は、先行きの不透明感はあるものの、時計需要は昨年よりも強く推移しており、百貨店での高額品の販売好調、さらに外国人観光客の需要回復により、大幅な増収となりました。特に、メンズ主力商品「アテッサ」は、3月に開催されたパーゼルフフェア以降、プロモーション、PR展開に力を入れたこともあり、売上を大きく伸ばしました。

海外市場は、円高や欧州債務危機への不安感が更に拡大したこともあり、若干の減収となりました。北米市場は、楽観できない状況が続きながらも堅調な販売を維持し、僅かに増収となりました。欧州市場は、イギリスが底堅さを保っているものの、イタリアを始めとする南欧地域を中心に顕著となっている個人消費の低迷を受け、大幅な減収となりました。積極的な宣伝活動を継続しているアジア市場においては、特に中国市場で、欧州の債務危機に伴う輸出の鈍化や内需の低迷等の懸念材料を抱える中、広告展開、イベント開催、専売店オープンによる販路拡大路線を継続しています。しかし、一部で低迷している地域もあり、若干の減収となりました。

“BULOVA”ブランドは、主要の米国市場で、引き続き年差スイーブ運針時計が売上を伸ばしているものの、大手デパート等、顧客の業績不振による在庫調整の影響を受けたこともあり、若干の減収となりました。

“Q&Q”ブランドは、国内市場が大手顧客向けの販売が伸び、増収となった他、海外市場においても、アジア・中近東地域が堅調に推移し、また、北中南米地域が販売を伸ばした結果、増収となりました。

ムーブメント販売は、新興国を中心とした時計需要の増加が続いており、多針や機械式ムーブメントなどの高付加価値商品が売上を伸ばしています。しかし、欧州市場や中国経済の減速等の影響を受け、普及価格帯商品の需要の伸びが鈍化したことで、全体では減収となりました。

以上の結果、時計事業全体では、売上高312億円（前年同期比2.9%増）、営業利益は20億円（同6.4%増）と、増収増益となりました。

工作機械事業

国内市場は、主に自動車部品関連およびIT部品関連が下支えとなり、堅調に推移しました。アジアは、アセアン地域で、タイの洪水に伴う復興需要と自動車関連の大口径案件の受注もあり、好調に推移しました。一方、中国では、通信、医療関係等では好況を維持しましたが、長引く欧州経済危機や円高の影響を受け、設備投資意欲は全体的に低水準で推移しました。米国市場は、市況に地域的な格差は残りますが、自動車および医療関連に牽引され、底堅く推移しました。欧州は、市況の減速感が強まる中、自動車関連や精密機械関連等動きのある分野の受注を獲得することで、着実に売上を伸ばしました。

このような状況の中、“シンコム”ブランドは、堅調な自動車、医療関係等の需要に支えられ、増収となりました。

“ミヤノ”ブランドは、欧州市場で商流の変更による拡販や、精密加工用製品の在庫完売等の好材料もありましたが、国内およびアジアで期待された二輪、建機関連の需要低迷が響き、減収となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、売上高95億円（前年同期比1.6%増）、営業利益は10億円（同15.0%増）と、増収増益となりました。

デバイス事業

オプトデバイスのうち、照明用LEDは、市場の拡大が続く中、ラインナップの拡充と新製品の開発に努め、昨年リリースした新製品を中心に国内および欧米市場で好調に推移しました。携帯電話用LEDは、スマートフォンの伸長に伴う携帯電話需要の減少や大口顧客の不調の影響を受け落ち込んだ他、バックライトユニットも、カーナビ向けが期初に起きた顧客の在庫調整の影響等を受け、減収となりました。

水晶デバイスでは、音叉型水晶振動子が、主要顧客の生産調整やコストダウン要求への対応等により、減収となった他、小型製品を中心に需要が回復しつつある水晶ブランクにおいても、コストダウンへの対応を迫られ、減収となりました。

強誘電液晶マイクロディスプレイは、昨年、大幅な受注減を招いた東日本大震災やタイの洪水の影響も払拭され、成長市場として注目されるコンパクト型ハイズームカメラやミラーレスデジタル一眼カメラの拡大を受け、増収となりました。

スイッチは、スマートフォン向けのサイドスイッチが売上を伸ばしましたが、携帯電話向けのキーシートモジュールが伸び悩み、減収となりました。

自動車部品は、国内市場において、東日本大震災により大幅な減産を強いられた昨年に対し大きく売上を伸ばした他、エコカー減税の効果もあり、好調に推移しました。海外市場においては、自動車販売数量が減少傾向にあるものの、シェア拡大活動等が奏功し、増収となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、売上高153億円（前年同期比1.3%減）、営業利益は6億円（同11.2%増）と、減収増益となりました。

電子機器事業

プリンター関連は、顧客の設備投資意欲の減少を受け、POSプリンター及びラベルプリンターの国内及び欧州向けは前年を下回りましたが、米州向けは一部の案件が動き始め、増収となりました。中国向けを主体とした大型プリンターは中国の徴税システムの導入ペースが鈍化し、減収となりました。フォトプリンターは、置き換え需要とメディア販売の増加により、増収となりました。電卓関連は、アジア及び米州向けが前年を若干下回ったものの、東欧ロシアを中心とした欧州向けは堅調に推移し、増収となりました。

健康機器関連は、国内向けが販路の拡大と新製品の寄与により増収となりました。海外向けは、米州向けが減収となりましたが、中国及び欧州向けなど他の地域が前年を上回ったことにより、増収となりました。

以上の結果、電子機器事業全体では、売上高48億円（前年同期比13.2%減）、営業利益は0億円（同79.9%減）と、減収減益となりました。

その他の事業

宝飾製品は、高額品が牽引する形で各種催事企画販売が堅調に推移し、漸減傾向にあるブライダルジュエリーの落ち込みを補い、微増となりました。

球機用機器は、パチンコ機は依然として好転の兆しを見せておらず厳しい市場環境が続く中、パチスロ機の回復が下支えとなり、主要顧客の置き換え需要とメダル貸し機の販売が引き続き堅調に推移したことで、増収となりました。

以上の結果、その他の事業全体では売上高43億円（前年同期比56.0%増）、営業利益は3億円（前年同期は3億円の営業損失）と、増収増益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成22年度から新たにスタートした中期経営計画では、グループビジョンとしての目指す姿を「小型精密技術とたしかな品質を起点として、新たな価値を創造し、着実な成長を続ける企業グループ」といたしました。急激な拡大を求めるよりむしろ着実に持続可能な発展を目指し、継続して体質の更なる強化を進めながら、将来の成長のためのチャレンジを並行して実践して、新たな世界の新しいニーズに応える価値創りを進めてまいります。

当社グループでは、いかなる環境変化にも対応できる体制の再構築と体質の強化を進めておくことが企業価値向上と中長期的収益力強化に向けた最重要課題と認識しております。

事業別の戦略としましては、

- ・ 時計事業を「グループ成長の核」と位置付け、グループの経営資源を集中させてまいります。中国をはじめとする新興国での積極的な市場開拓や、M & Aを通じたマルチブランド戦略を推進し、総合時計メーカーとしての存在感を發揮してまいります。
- ・ 工作機械事業につきましては、時計事業に次ぐ「グループ第2の柱」として位置付け、成長に向けた挑戦を図ってまいります。また、シンコム・ミヤノ両ブランド製品のシナジー効果を最大限発揮することにより更なる競争力強化を進めてまいります。
- ・ デバイス事業につきましては、1)体質強化、2)勝てる製品への集中、3)他社との連携強化を通じて、収益の安定化に努めます。同時にグループ内でも会社の枠を超えたシナジーによる成長事業の模索を進めてまいります。
- ・ 電子機器事業につきましては、強みを生かせる製品・市場の見極めを行ったうえで、収益を牽引する製品を生み出すための取組みを進めてまいります。

以上の事業戦略を遂行するため、下記5項目の中期課題について重点的に取り組んでまいります。

中長期的視野にたった事業戦略の推進

着実な成長を実現するために、各事業における強みを活かし、かつ、弱みを克服する施策を展開してまいります。加えて、新たな成長への挑戦として、新しい時代に向けたビジネスモデルの創出と対応を図るとともに、新興国市場へ対応する製品、サービス、製造力、販売体制の早期確立を図ってまいります。また、新たな重要課題として、資産効率向上のための資産の見直しとスリム化を図り、バランスシートを意識した経営に取り組んでまいります。

マーケティング力の強化

事業セグメント毎の相応しい戦略を設定し推進してまいります。特に中国市場への積極的な取り組み、重点市場を強く意識した販売拠点の再編成と再配置等に取り組んでまいります。

コスト競争力の強化

国内外の最適生産体制の構築、技能継承と生産技術力の強化、生産革新の推進に取り組みながら、「ものづくり力」の再構築を進めます。

開発機能の強化と新製品の創出

開発体制の再編成を通して付加価値のある製品開発を推進してまいります。

人材育成と能力の活用

グローバル競争に勝ち残っていくために、外国法人のマネジメント現地化や、グローバルで通用する人材の育成を推進してまいります。活力ある会社にするために、メリハリのある人材育成と投資、報酬体系の見直し等を積極的に進めてまいります。

以上の課題を克服することで、更なる体質強化、新たな成長への挑戦を図ってまいります。

(会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について)

(1) 基本方針の内容

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、“For the citizen - 市民に愛され市民に貢献する - ”という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、平成22年3月には、平成25年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定しました。詳細は、「第2 事業の状況 3 . 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、平成19年5月14日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本プラン」といいます。)を決議し、同日導入しました。また、本プランは、同年6月26日開催の第122期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けております。

本プランの内容は以下のとおりであります。

対象となる買付

本プランの対象となる買付は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為等であります。

手続

大規模買付者が、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始することを手続として定めております。

対抗措置の内容

大規模買付者が手続を守らない場合等には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、その時点のすべての株主の方に対して、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

対抗措置発動の要件

当社は、以下の場合に対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行う場合があります。

- 1) 大規模買付者が手続を守らない場合
- 2) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて株式を当社または当社関係者に高値で引き取らせる目的であると判断される場合
- 3) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の資産等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合
- 4) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- 5) 当社の経営を一時的に支配して、資産の売却等によって一時的な高配当をさせ、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- 6) 最初の買付で全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

対抗措置発動までのプロセス

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する意向表明書が提出された場合、10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく情報のリストを交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは不足していると判断した場合には、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこともあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対して原則として60日を上限とする回答期限を定めて大規模買付行為に対する意見等を求めることがあります。独立委員会は、大規模買付者からの情報の提供及び当社取締役会による情報の提供が完了した後、原則として60日以内に評価、検討、交渉、意見形成を行います。

独立委員会は、これらの情報に基づいて、当社取締役会に対して、対抗措置を発動するか発動しないかの勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、会社法上の機関としての決議を行います。

本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成22年6月25日開催の第125期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 上記(2)及び(3)の取組みについての取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

2) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成22年6月25日開催の第125期定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認を得ております。また、本プランには、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっておりますので、本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であります。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役または社外の有識者の中から、当社取締役会が選任します。

当社株式に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報を開示し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、平成24年6月30日現在の独立委員会委員は、当社社外取締役山本一元、青木昭明の両氏と、弁護士の鳥飼重和氏であります。

4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記(3)にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

（注）本プランは平成22年6月25日開催の第125期定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了となりましたので、本プランを基本的に承継した上で、一部修正した当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針を、同総会における株主の承認を得た上で、3年間更新しました。

本プランからの主な改定は次のとおりですが、本プランの実質的内容から大幅な変更はありません。

- (1) 独立委員会評価期間の延長に30日間という上限を設定しました。
- (2) 独立委員会が相当であると判断するときは、株主総会の決議を得ることを勧告できることを明記しました。

（3）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,964百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	959,752,000
計	959,752,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	350,353,809	350,353,809	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	350,353,809	350,353,809	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	350,353,809	-	32,648	-	36,029

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 26,350,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 323,379,500	3,233,795	同上
単元未満株式	普通株式 623,909	-	同上
発行済株式総数	350,353,809	-	-
総株主の議決権	-	3,233,795	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シチズンホールディングス株式会社	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	26,350,400	-	26,350,400	7.52
計	-	26,350,400	-	26,350,400	7.52

(注)当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式数は26,350,757株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は7.52%であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	73,026	69,620
受取手形及び売掛金	61,490 ³	55,233 ³
商品及び製品	34,016	36,448
仕掛品	20,707	21,578
原材料及び貯蔵品	13,452	14,473
未収消費税等	1,639	716
繰延税金資産	10,057	10,945
その他	6,250	6,749
貸倒引当金	1,203	1,186
流動資産合計	219,438	214,578
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	31,227	31,173
機械装置及び運搬具（純額）	19,220	19,626
工具、器具及び備品（純額）	3,861	3,772
土地	12,403	12,344
リース資産（純額）	413	499
建設仮勘定	2,457	2,310
有形固定資産合計	69,582	69,726
無形固定資産		
のれん	6,412	10,253
ソフトウェア	2,368	2,593
リース資産	41	35
その他	1,611	1,530
無形固定資産合計	10,433	14,413
投資その他の資産		
投資有価証券	30,046	28,647
長期貸付金	707	857
繰延税金資産	5,176	5,280
その他	3,420	3,347
貸倒引当金	282	311
投資損失引当金	499	460
投資その他の資産合計	38,570	37,361
固定資産合計	118,587	121,501
資産合計	338,025	336,080

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 19,135	3 19,276
短期借入金	21,522	20,920
1年内償還予定の社債	500	500
未払法人税等	1,987	1,890
繰延税金負債	5	6
未払費用	11,901	11,947
賞与引当金	5,027	7,719
役員賞与引当金	137	-
製品保証引当金	723	751
設備関係支払手形	3 465	3 780
事業再編整理損失引当金	1,909	1,827
資産除去債務	62	63
災害損失引当金	70	70
その他	20,899	18,570
流動負債合計	84,349	84,322
固定負債		
社債	550	350
長期借入金	50,650	50,500
繰延税金負債	490	699
退職給付引当金	11,976	12,381
環境対策引当金	50	50
資産除去債務	271	271
その他	833	862
固定負債合計	64,822	65,115
負債合計	149,171	149,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,648	32,648
資本剰余金	37,167	37,167
利益剰余金	152,562	153,242
自己株式	22,319	22,319
株主資本合計	200,059	200,739
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,142	2,142
繰延ヘッジ損益	51	-
為替換算調整勘定	15,755	19,499
その他の包括利益累計額合計	12,560	17,356
少数株主持分	1,354	3,259
純資産合計	188,853	186,641
負債純資産合計	338,025	336,080

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
売上高	63,651	65,298
売上原価	41,296	41,892
売上総利益	22,355	23,406
販売費及び一般管理費	19,837	20,125
営業利益	2,518	3,281
営業外収益		
受取利息	88	99
受取配当金	263	313
持分法による投資利益	10	54
その他	311	254
営業外収益合計	673	722
営業外費用		
支払利息	295	318
為替差損	318	845
その他	138	160
営業外費用合計	752	1,324
経常利益	2,439	2,679
特別利益		
固定資産売却益	10	62
子会社清算益	54	-
その他	9	30
特別利益合計	74	93
特別損失		
固定資産除却損	8	43
投資有価証券評価損	4	21
固定資産売却損	1	0
災害による損失	82	-
子会社清算損	40	-
その他	9	29
特別損失合計	146	95
税金等調整前四半期純利益	2,367	2,677
法人税等	11	718
少数株主損益調整前四半期純利益	2,355	1,959
少数株主損失 ()	27	49
四半期純利益	2,383	2,009

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,355	1,959
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	479	1,000
繰延ヘッジ損益	-	51
為替換算調整勘定	1,697	3,803
持分法適用会社に対する持分相当額	59	14
その他の包括利益合計	2,237	4,870
四半期包括利益	118	2,910
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13	2,786
少数株主に係る四半期包括利益	105	124

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、新星表業（東莞）有限公司は会社の新設により、Prothor Holding S.A.、Prototec S.A.、Manufacture La Joux-Perret S.A.、Arnold & Son S.A.、Eplamo S.A.は株式取得による子会社化に伴い連結の範囲に含めております。

変更後の連結子会社の数

94社

【会計方針の変更】

（減価償却方法の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更が損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社について、保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
当社グループの得意先が抱えるリース債務等に対する保証	583百万円	527百万円

2. 輸出手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
輸出手形割引高	10百万円	5百万円

3. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	620百万円	830百万円
支払手形	604	382
設備関係支払手形	0	5

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	3,205百万円	3,274百万円
のれんの償却額	275	388

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,134	3.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,296	4.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作 機械事業	デバイス 事業	電子機器 事業	その他の 事業	合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への 売上高	30,345	9,384	15,534	5,624	2,762	63,651	-	63,651
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	946	50	1,231	183	218	2,629	2,629	-
計	31,292	9,434	16,765	5,807	2,980	66,280	2,629	63,651
セグメント 利益又は損失()	1,910	883	543	226	335	3,228	709	2,518

(注)1. セグメント利益(営業利益)の調整額 709百万円には、セグメント間取引消去30百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 739百万円が含まれております。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	時計事業	工作 機械事業	デバイス 事業	電子機器 事業	その他の 事業	合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
売上高								
外部顧客への 売上高	31,232	9,539	15,338	4,880	4,308	65,298	-	65,298
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	735	186	1,411	228	253	2,815	2,815	-
計	31,967	9,726	16,749	5,108	4,561	68,113	2,815	65,298
セグメント 利益	2,032	1,015	604	45	337	4,035	754	3,281

(注)1. セグメント利益(営業利益)の調整額 754百万円には、セグメント間取引消去 13百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 741百万円が含まれております。

2. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 前連結会計年度より、従来の「電子機器製品事業」について「電子機器事業」へ名称を変更いたしました。なお、当該変更は名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。これに伴い、前第1四半期連結累計期間につきましても、当第1四半期連結累計期間と同様に「電子機器事業」と記載しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「時計事業」セグメントにおいて、Prothor Holding S.A.の株式を取得し、子会社化しております。当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間において4,590百万円であります。なお、取得原価の配分が完了していないため、当第1四半期連結会計期間末において入手可能である合理的な情報に基づき暫定的に算定された金額であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社の連結子会社であるシチズン時計株式会社(以下、「シチズン時計」)がProthor Holding S.A.(以下、「プロサー社」)を買収し、以下のとおり企業結合を行っております。

1. 企業結合の内容

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Prothor Holding S.A.

事業の内容 機械式腕時計および部品等の製造および販売

(2) 企業結合を行った主な理由

世界の時計市場は金融危機による一時的な低迷があったものの、その後、着実に回復基調を辿っています。中国などの新興国を中心に、特に高価格帯商品であるスイス製機械式時計の需要が拡大しており、当社としても、時計事業の成長戦略の実現のためには高価格帯への参入が重要な柱の一つになると考えております。高付加価値の機械式ムーブメントの開発および製造技術に秀でているプロサー社が当社グループに入ることにより、シチズンが保有するブランドやライセンスブランドのスイスコレクションに自社開発の機械式ムーブメントを搭載することが可能になり、当社の高価格帯商品の差別化に貢献するものと考えます。また、将来的には当社の日本製機械式ムーブメントの開発力の向上にも寄与することが期待されます。これらの事由を鑑み、今回プロサー社を子会社化することといたしました。

(3) 企業結合日

平成24年4月2日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

Prothor Holding S.A.

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるシチズン時計が現金を対価としてプロサー社株式の100%を取得したためです。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年4月1日をみなし取得日としているため、平成24年4月1日から平成24年6月30日までの業績を含めております。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	Prothor Holding S.A.の普通株式	5,756百万円
取得に直接要した費用	諸費用	159百万円
取得原価		5,916百万円

なお、取得に直接要した費用の一部が未確定であるため、暫定的な金額であります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

4,590百万円

なお、取得原価の配分が完了していないため、当第1四半期連結会計期間末において入手可能である合理的な情報に基づき暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	7円36銭	6円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,383	2,009
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,383	2,009
普通株式の期中平均株式数(千株)	324,006	324,003
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第1四半期連結累計期間、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

シチズンホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 雅彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢島 賢一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシチズンホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シチズンホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。